

日本年金機構の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成23年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

勤勉手当については、役員報酬規程第12条第2項の規定において、厚生労働大臣が行う業績評価の結果を踏まえて決定できることになっている。

平成23年6月の勤勉手当については、平成21年度の業績評価の結果を踏まえ決定した割合を乗じた額を支給した。

平成23年12月の勤勉手当については、平成22年度の業績評価の結果を踏まえ決定した割合を乗じた額を支給した。

(参考)役員報酬規程第12条第2項

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、第4項に規定する役員の在職期間による割合を乗じて得た額に、厚生労働大臣が行う業績評価の結果を踏まえて理事長が決定する割合を乗じて得た額とする。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

改定なし

理事

改定なし

理事(非常勤)

改定なし

監事

改定なし

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成23年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 18,104	千円 11,436	千円 4,525	千円 85 (通勤) 2,058 (地域)			
A理事	千円 15,397	千円 9,672	千円 3,827	千円 157 (通勤) 1,741 (地域)			◇
B理事	千円 14,770	千円 9,240	千円 3,656	千円 211 (住居) 1,663 (地域)			
C理事	千円 14,793	千円 9,240	千円 3,793	千円 97 (通勤) 1,663 (地域)			◇
D理事	千円 5,364	千円 3,043	千円 1,732	千円 41 (通勤) 548 (地域)		23.7.28	◇
E理事	千円 16,156	千円 10,116	千円 4,002	千円 217 (通勤) 1,821 (地域)			
F理事	千円 14,704	千円 9,240	千円 3,656	千円 145 (通勤) 1,663 (地域)			◇
G理事	千円 14,692	千円 9,240	千円 3,656	千円 133 (通勤) 1,663 (地域)			◇
H理事	千円 14,604	千円 9,240	千円 3,486	千円 492 (単身) 1,386 (地域)			
I理事	千円 9,410	千円 6,197	千円 1,924	千円 174 (通勤) 1,115 (地域)	23.7.29		◇
J理事 (非常勤)	千円 397	千円 386	千円	千円 11 (通勤)			
K理事 (非常勤)	千円 351	千円 351	千円	千円			
L理事 (非常勤)	千円 3,301	千円 3,194	千円	千円 107 (通勤)			
M理事 (非常勤)	千円 3,250	千円 3,194	千円	千円 56 (通勤)			
A監事	千円 11,832	千円 7,992	千円 2,232	千円 170 (通勤) 1,438 (地域)	23.4.1		
B監事 (非常勤)	千円 1,408	千円 1,334	千円	千円 74 (通勤)			

注1:「地域」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

3 役員の退職手当の支給状況(平成23年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当なし	
A理事						該当なし	◇
B理事						該当なし	
C理事						該当なし	◇
D理事						該当なし	◇
E理事						該当なし	
F理事						該当なし	◇
G理事						該当なし	◇
H理事						該当なし	
I理事						該当なし	
J理事 (非常勤)						該当なし	
K理事 (非常勤)						該当なし	
L理事 (非常勤)						該当なし	
M理事 (非常勤)						該当なし	
監事A						該当なし	
監事B (非常勤)						該当なし	
監事C	1,249	1	3	23.3.31	1.0	業績勘案率は、機構の非常勤理事からなる業績評価委員会において「日本年金機構の役員の退職手当に係る業績勘案率の決定方法」に基づき決定した。	

注:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

機構の人員体制について、基本計画に基づき、合理化・効率化を進めるものとし、人件費について、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢も踏まえ、効率化を進める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢を考慮し決定する。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方
年功序列を排した能力・実績本位の人材登用や給与体系の確立、人事評価に基づく賞与及び昇給の査定幅の拡大など、成果を上げた職員を適正に処遇する。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	成果を上げた職員を適正に処遇するため、賞与に占める期末手当の支給割合を縮小し、人事評価が反映される勤勉手当の支給割合を拡大している。 勤勉手当は職員の人事評価の実績評価の結果に応じて定める割合を算定基礎額に乗じた額を支給する。
本俸 (昇給)	職員の人事評価の能力評価の結果に応じて、5段階の昇給を行う。

ウ 平成23年度における給与制度の主な改正点

- ・広域異動者用の住居手当に該当する職員が、礼金又は更新料を支払った場合に、家賃の月額1ヶ月分に相当する額を上限として支給する。(ただし、広域異動時から3年を経過するまでの期間中に支払った礼金又は更新料について、それぞれ1回に限り支給する。)
- ・職責手当(管理職手当)の役職区分に専門職SSとSを新設し、それぞれ80,000円と70,000円とする。

2 職員給与の支給状況

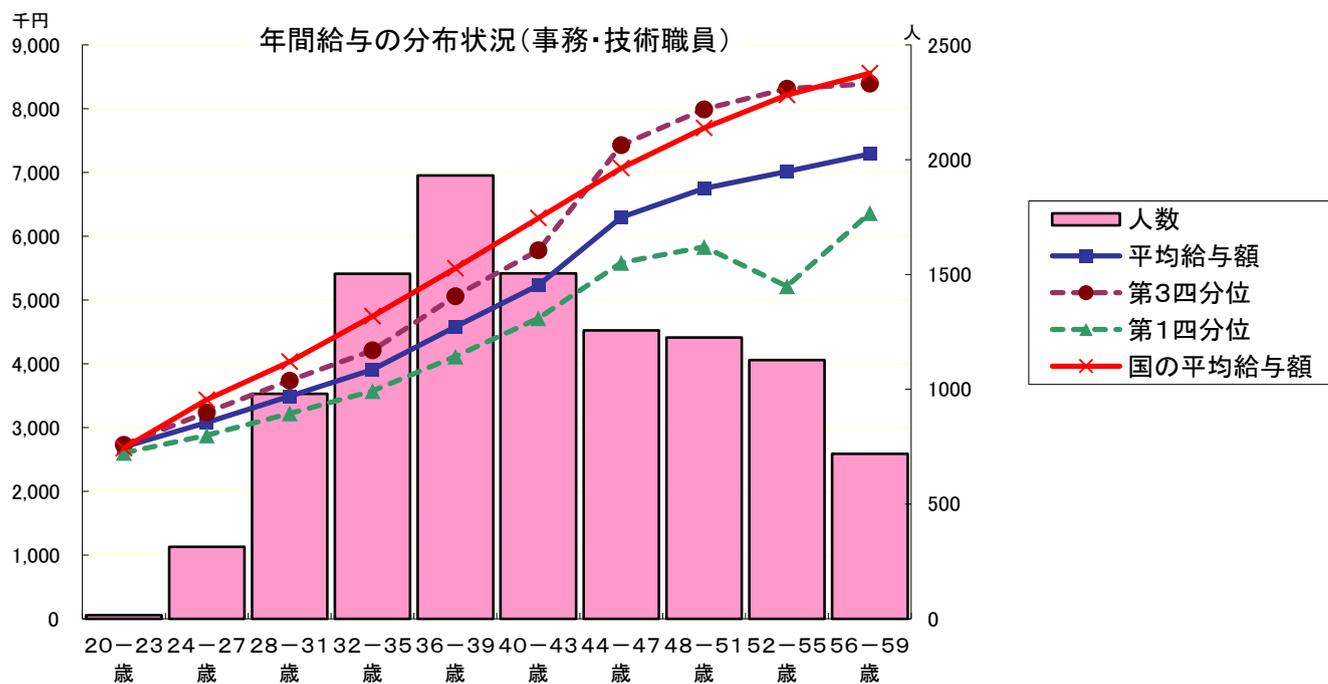
① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成23年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	8,023	42.1	5,897	4,509	146	1,388
事務・技術	8,023	42.1	5,897	4,509	146	1,388
在外職員	該当者なし					
任期付職員	2,556	42.9	4,125	3,145	126	980
事務・技術	2,556	42.9	4,125	3,145	126	980
再任用職員	30	61.7	3,285	3,285	137	0
事務・技術	30	61.7	3,285	3,285	137	0
非常勤職員	2,956	51.7	1,886	1,886	101	0
事務・技術	2,956	51.7	1,886	1,886	101	0

注1:職種(研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員))については該当者がいないため省略した。

注2:「人員」は、平成24年4月1日に在職している常勤職員、任期付職員、再任用職員及び非常勤職員のうち、平成23年度中の月例給与及び賞与を減額されることなく支給された者についてのものである。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員)〔在外職員及び再任用職員、非常勤職員を除く。以下、⑤まで同じ〕



注1:職種(研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員))については該当者がいないため省略した。

注2:「人員」は、平成24年4月1日に在職している常勤職員及び任期付職員のうち、平成23年度中の月例給与及び賞与を減額されることなく支給された者についてのものである。

注3:①の年間給与額(平均)から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
代表的職位					
・本部グループ長	86	53.6	8,870	9,328	9,747
・本部一般職群(S1、S2)	333	34.5	3,795	3,983	4,218

注:機構における代表的職位について記載したものである。

③ 職級別在職状況等(平成24年4月1日現在)(事務・技術職員)

(常勤職員)

区分	計	S1	S2	C1	C2	M1	M2	M3	G1	G2	G3
標準的な職位		一般職群	一般職群	一般職群(主任)	一般職群(調査役)	グループ長 事務所課長	グループ長 事務所長	グループ長 ブロック本部部长	本部部长 ブロック本部部长	本部部长 ブロック本部部长	本部部长 ブロック本部部长
人員(割合)	8,023人	569人 7.1%	1,677人 20.9%	2,309人 28.8%	1,298人 16.2%	1,645人 20.5%	462人 5.8%	33人 0.4%	27人 0.3%	3人 0.0%	0人 0.0%
年齢(最高～最低)		歳 37～23	歳 59～28	歳 56～32	歳 59～38	歳 59～38	歳 59～45	歳 59～50	歳 59～44	歳 59～47	歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円 3,707～1,769	千円 4,132～2,388	千円 5,302～2,592	千円 6,754～3,723	千円 7,510～4,266	千円 8,183～5,526	千円 8,828～7,095	千円 9,206～8,026	千円 10,629～9,162	千円
年間給与額(最高～最低)		千円 4,733～2,330	千円 5,314～3,165	千円 6,804～3,475	千円 8,538～4,996	千円 9,647～5,845	千円 10,452～7,178	千円 11,326～9,376	千円 12,046～10,655	千円 14,169～12,158	千円

(任期付職員)

区分	計	S1	S2	C1	C2	M1	M2	M3	G1	G2	G3
標準的な職位		一般職群	一般職群	一般職群(主任)	一般職群(調査役)	一般職群(調査役)	一般職群(調査役)				
人員(割合)	2,556人	752人 29.4%	1,117人 43.7%	493人 19.3%	95人 3.7%	91人 3.6%	8人 0.3%	人 %	人 %	人 %	人 %
年齢(最高～最低)		歳 55～21	歳 59～30	歳 59～36	歳 59～43	歳 59～48	歳 59～55	歳	歳	歳	歳
所定内給与年額(最高～最低)		千円 3,398～1,956	千円 3,881～2,424	千円 4,787～2,913	千円 5,677～4,074	千円 5,961～4,590	千円 6,221～5,061	千円	千円	千円	千円
年間給与額(最高～最低)		千円 4,390～2,583	千円 5,119～3,199	千円 6,335～3,846	千円 7,515～5,625	千円 7,980～6,180	千円 8,327～6,831	千円	千円	千円	千円

注1:職種(研究職種、医療職種(病院医師)、医療職種(病院看護師)、教育職種(高等専門学校教員))については該当者がいないため省略した。

注2:「人員」は、平成24年4月1日に在職している常勤職員及び任期付職員のうち、平成23年度中の月例給与及び賞与を減額されることなく支給された者についてのものである。

④ 賞与(平成23年度)における査定部分の比率(事務・技術職員)

区分	夏季(6月)	冬季(12月)	計	
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 50.4	% 50.3	% 50.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 49.6	% 49.7	% 49.7
	最高～最低	% 56.9～36.7	% 56.4～36.7	% 56.7～36.7
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 59.2	% 59.3	% 59.3
	査定支給分(勤勉相当)(平均)	% 40.8	% 40.7	% 40.7
	最高～最低	% 50.0～35.3	% 50.0～32.8	% 48.8～35.3

⑤ 職員と国家公務員との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

85.4

注1: 当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容
指数の状況	対国家公務員 85.4
	参考
	地域勘案 86.8
	学歴勘案 85.6 地域・学歴勘案 87.0
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員より低い水準であり、適切な取組の結果と考えられる。
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 100% (国からの財政支出額 342,796百万円、支出予算の総額 342,796百万円:平成23年度予算)
	【検証結果】 日本年金機構が設立した以後に採用した正・准職員は、平成21年度1,827人(民間採用のみ)、平成22年度3,039人であり、これらの者の基本給は、下位等級(S1~C1)に格付されている割合が高くなっている。 これらの者については、平成22年度の調査では、賞与が減額されたこと等により、調査対象外であったが、平成23年度は調査対象となり、上記准職員等の職員全体に占める割合が高くなったため、機構職員の平均給与額が下がったものと考ええる。
講ずる措置	【累積欠損額について】 該当なし
	引き続き、国家公務員の給与水準の動向や社会一般の情勢を踏まえ、必要に応じ、効率化を図っていく。

○比較対象職員の状況

・事務・技術

①表(職種別支給状況)の常勤職員欄の8,023人、任期付職員欄の2,556人
計10,579人

10,579人の平均年齢42.3歳、平均年間給与額5,469千円

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成23年 度)	前年度 (平成22年 度)	比較増△減	
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 103,181,709	千円 96,817,264	千円 6,364,445	(%) 6.6
退職手当支給額 (B)	千円 6,432,701	千円 4,888,098	千円 1,544,603	(%) 31.6
非常勤役職員等給与 (C)	千円 433,046	千円 2,208,862	千円 -1,775,816	(%) -80.4
福利厚生費 (D)	千円 15,610,730	千円 14,188,272	千円 1,422,458	(%) 10.0
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 125,658,186	千円 118,102,496	千円 7,555,690	(%) 6.4

総人件費について参考となる事項

本機構については、政府の社会保険庁改革の一環として閣議決定された、「日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画」において、当面の業務に必要な人員が既に決定されていることから、総人件費改革の削減対象法人とはされていない。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律(平成24年法律第2号)に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

○役員について

- ・平成24年4月から、
俸給月額の引下げを実施した。(平均▲0.23%)
※平成23年4月からの較差相当分は、平成24年6月期の賞与で調整
- ・平成24年4月から平成26年3月までの間、
報酬について、俸給月額・賞与等の減額を実施した(▲9.77%)

○職員について

- ・平成24年5月から、
俸給月額の引下げを実施した。(平均▲0.23%)
※平成23年4月からの較差相当分は、平成24年6月期の賞与で調整
- ・平成24年5月から平成26年3月までの間、
本俸等の減額を以下のとおり実施した。(行(一)相当職員)

①俸給月額

- G3～M3(国の7級以上相当) ▲9.77%
- M2～C2(国の3級～6級相当) ▲7.77%
- C1～S1(国の1級～2級相当) ▲4.77%
- ※平成24年4月分は、平成24年6月期の賞与で調整

②職責手当

一律▲10%

③期末手当・勤勉手当

一律▲9.77%

- ④地域調整手当等の俸給月額に連動する手当(期末手当及び勤勉手当を除く)の月額は、減額後の俸給月額等の月額により算出